特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
43	重度心身障がい者の医療費助成に関する事務 基礎項 目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

可児市は、重度心身障がい者の医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

可児市長

公表日

令和5年2月27日

阻冲棒铅

_I 関連情報							
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	重度心身障がい者の医療費助成に関する事務						
②事務の概要	重度心身障がい者に対し医療費の自己負担分を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、保健の向上、福祉の増進を図る事業に関する事務。 中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。						
③システムの名称	重心医療システム、宛名管理システム、中間サーバ						
2. 特定個人情報ファイル:	名						
重心医療システムファイル、宛	名ファイル						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第2項 可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号 の利用に関する条例第4条第1項 別表第1の5の項						
4. 情報提供ネットワークシ							
①実施の有無	(選択肢>(選択肢>(要施する)(要施しない)(3)未定						
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第9号						
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	福祉支援課						
②所属長の役職名	課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求						
請求先	可児市福祉部福祉支援課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)						
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ						
連絡先	可児市福祉部福祉支援課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			令和2年3月19日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	令和2年3月19日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価部		重点項目評	価書又は全ユ	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書		
されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	青報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接	続しない(入手) [〇]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・済	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監査		
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 2) 十分に行っている		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
及艾目	것다	火火間	发 类数076546	1/EIII 147791	TEM MANIC MODEST
平成28年1月1日	I 3法令上の根拠	可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(案)	可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用に関する条例	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当 しない変更事項
平成28年4月1日	I 5②所属長	課長 豊吉 常晃	課長 大澤 勇雄	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年4月1日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第14号に基づく特定個人情報保護委員会規則	番号法第19条第8号	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当 しない変更事項
平成29年4月1日	I 5①部署	可児市健康福祉部福祉課	可児市福祉部福祉課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年4月1日	I 7 請求先	可児市健康福祉部福祉課	可児市福祉部福祉課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当 しない変更事項
平成29年4月1日	I 8 連絡先	可児市健康福祉部福祉課	可児市福祉部福祉課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当 しない変更事項
平成30年4月1日	I 5①部署	可児市福祉部福祉課	可児市福祉部福祉支援課	事後	課名の変更に伴うもの
平成30年5月21日	I 5②所属長の役職名	課長 大澤 勇雄	課長	事後	特定個人情報保護評価指針 の改正に伴うもの
平成30年4月1日	I 7 請求先	可児市福祉部福祉課	可児市福祉部福祉支援課	事後	課名の変更に伴うもの
平成30年4月1日	I 8 連絡先	可児市福祉部福祉課	可児市福祉部福祉支援課	事後	課名の変更に伴うもの
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策	-	項目の追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載 の変更のため、事前の提出・ 公表が義務付けられない。
令和2年3月19日	I 3②法令上の根拠	番号法第9条第2項 可児市行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用に関する条例第4条第1項 別 表第1の5の項	行政手続における特定の個人を識別するにめ の番号の利用等に関する法律 第9条第2項 可児市行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用に関する条例第4条第1項 別 表第105の項	事後	再実施に伴う見直しによるも の
令和2年3月19日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第8号	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律 第19条第8号	事後	再実施に伴う見直しによるも の
令和2年3月19日	I 5①部署	可児市福祉部福祉支援課 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地	福祉支援課	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 7請求先	可児市福祉部福祉支援課 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地	可児市福祉部福祉支援課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)	事後	再実施に伴う見直しによるも の
令和2年3月19日	I 8連絡先	可児市福祉部福祉支援課 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地	可児市福祉部福祉支援課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)	事後	再実施に伴う見直しによるも の
令和2年3月19日	II 1対象人数いつの時点の計 数	H27.9.30	R2.3.19	事後	再実施に伴う見直しによるも の
令和2年3月19日	Ⅱ.2取扱者数いつの時点の 計数	H27.9.30	R2.3.19	事後	再実施に伴う見直しによるも の
令和5年2月27日	I 4②法令上の根拠	第19条第8号	第19条第9号	事後	年1回の見直しによるもの